

第56回福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料  
(令和4年2月18日開催) 無料検査関係部分抜粋

### Ⅲ 県民・事業者に対する要請

#### Ⅰ 県民への要請

区域: 県内全域

期間: 令和4年2月21日(月曜日)0時から3月6日(日曜日)24時まで

#### (1) 外出・移動(特措法第24条第9項)

- ② 不要不急の県境をまたぐ移動、特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、極力控えること。

どうしても移動が必要な場合は、「対象者全員検査」※を行い、検査結果が陰性であることの確認を行うこと。

※「対象者全員検査」とは、まん延防止等重点措置等により県が移動や飲食・イベントにおける人数制限を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、制限の緩和を可能とするもの。

#### (2) 飲食

- ③ 飲食店等の利用にあたり、同一グループの同一テーブルの利用は4人以内とすること。(特措法第24条第9項)

(ただし、「対象者全員検査」を行い、認証店のうち、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の利用も可とする)

#### (5) 無料検査の実施(特措法第24条第9項)

区域: 県内全域

期間: 令和3年12月26日(日曜日)から令和4年3月6日(日曜日)まで

- ① ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。

※検査場所の最新情報は県ホームページに掲載又はコールセンターで案内しています。

※発熱等の症状がある場合は、医療機関を受診してください。

### 3 催物(イベント・集会等)の取扱い

#### (1) 催物(イベント・集会等)の開催制限(特措法第24条第9項)

区域: 県内全域

期間: 令和4年2月21日(月曜日)0時から3月6日(日曜日)24時まで

※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。

#### ① 5,000人超のイベント(大声なし)

イベント主催者等が感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。

- ・人数の上限 20,000人(「対象者全員検査」により、20,000人を超える人数について、陰性の検査結果を確認した場合は、収容定員まで追加可)

- ・収容率の上限 100%